

北海道自治体病院協議会 感謝状贈呈規定

(感謝状贈呈の対象)

第 1 条 北海道自治体病院協議会会員病院の院長・事務長・看護部長・医療技術職の長として5年以上勤務した退職者に対し、この規定の定めるところにより感謝状を贈呈する。

(贈呈の手続)

第 2 条 院長・事務長・看護部長・医療技術職の長が退職した病院では退職年月日等記載した報告書（別記第1号様式）を会長に提出しなければならない。

2 前項の報告があったときは、会長は内容を審査し、当該病院に対し感謝状を送付する。

(雑 則)

第 3 条 この規定による感謝状の贈呈は同一人に対しては1回限り適用とするものとする。

(附 則)

この規定は、平成23年4月1日から適用する。

第1号様式

退職者報告書

退職者の職名	退職者の氏名	備考
就任年月日 退職年月日	年 月 日 在任 年 月 平成 年 月 日	
退職後の勤務先・職名又は住所		

上記の通り報告します。

平成 年 月 日

病院名

病院長

⑩

北海道自治体病院協議会

会長様